

介護老人保健施設 都筑シニアセンター

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

利用約款

（約款の目的）

第1条

介護老人保健施設都筑シニアセンター（以下「当施設」という。）は要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法等関係諸法令およびこの約款に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養するもの（以下「契約者」という。）は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

- 2 当施設はサービスの提供にあつては、利用者の要介護状態区分（要支援状態区分）及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

（適用期間）

第2条

この約款は、利用者が通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用開始した日から発効します。ただし、契約者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び都筑シニアセンターのご案内の改訂が行われない限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条

利用者及び契約者は、当施設に対し、終了の意志を表明することにより、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。尚、この場合利用者又は契約者は、当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則として、基本料金及びその他のご利用料金を当市説にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第4条

当施設は、利用者及び契約者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。

利用者が要介護認定において自立と認定された場合

利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた利用時間数を超える場合。

利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。

利用者及び契約者が、本約款に定める利用料金の支払い期限を越えて2ヶ月以上滞納した場合。

利用者又は契約者が、当施設の職員又は他の入所者等に対し、背信行為又は反社会的行為を行った場合、その他、当施設の責任者が、利用継続困難と判断した場合

天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第5条

利用者及び契約者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別途定められた金額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、前月分料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日までに発行し、所定の方法により利用者又は契約者に交付します。利用者及び契約者は連帯して当該金額をその月の月末までに支払うこととします。尚、支払方法については双方の合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は契約者から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者又は契約者に対して、領収書を発行します。但し領収書の再発行は原則として行いません。

（記録）

第6条

当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、契約者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾がある場合その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第7条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第8条

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は契約者若しくはその

家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。個人情報の取り扱いについては別紙の通り定め適切に取り扱います。但し、次の各号についての情報提供については、法令上、介護保険事業者が行なうべき義務とされており、利用者及び契約者から予め同意を得た上で行うこととします。

介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

行政諸機関への情報の提供

利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医等への連絡。

災害時において安否確認情報を行政に提供する場合。

介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

その他施設が必要と認めた場合。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、利用者の主治医又は協力医療機関又はその他の医療機関及び協力歯科医療機関での診察を依頼することができます。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医学的対応を必要と判断した場合、主治医を含めた他の専門的医療機関を紹介し診療を依頼します。
- 3 前2項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び契約者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条

当施設は、万が一施設内で事故が発生した場合は、当該利用者に対し速やかに必要な措置を講じます。当日の担当部署責任者に連絡をし、その責任者は施設責任者に報告を行い関係各部門と適切な対応を図るものとします。

- 2 施設医師が医学的判断により、より専門的な対応が必要と判断した場合は主治医又は協力医療機関又はその他の医療機関及び協力歯科医療機関での診察を依頼することができます。

- 3 前2項のほか、当施設は契約者又は契約者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに報告します。

(要望又は苦情の申し出)

第11条 利用者及び契約者は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスに対しての要望又は苦情については、担当支援相談員又は事務責任者に申し出ることができます。また、入り口にあるご意見箱にても申し出を受け付けます。且つ、外部の窓口として、横浜市高齢施設課、神奈川県国民健康保険団体連合会にても申し出を受け付けます。

(賠償責任)

- 第12条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び契約者は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は契約者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

2006年4月1日現在
2007年5月26日修正